

## 平成30-31年度第2回日本実験動物医学会理事会議事録

日時：令和1年5月14日（火）10：00～12：00

場所：福岡国際会議場 会議室（407号室）

出席者：安居院、池、角田、久和、佐々木、下田、鈴木、古市（以上理事）、黒澤、（監事）

欠席者：森松（理事）、橋本（監事）

### 議題

#### 1. 平成30-31年度決算報告（案）について

角田会計担当理事より平成30-31年度所属研究団体収支決算報告書（案）が提示され、若干の修正の後了承された。

#### 2. 令和1-2年度事業計画（案）及び予算（案）について

角田会計担当理事より令和1-2年度所属研究団体収支予算書が提示され、若干の修正の後了承された。令和1-2年度所属研究団体事業計画書（案）は例年通りの内容に、理事選挙の実施を加えることで了承された。

#### 4. JALAM功労賞の施行について

JALAM功労賞については総会で承認され思考できる状態になっているが、獣医学会の了承が得られていない。獣医学会では前島賞や他の所属研究団体が実施している奨励賞についてまだ内閣府に届け出ておらず、これらをまとめて新規の事業として理事会に諮ったのちに内閣府に提出する予定である（久和理事・獣医学会理事長）。JALAM功労賞についても、この時に新規の事業として一緒に理事会に諮ってもらい、承認された場合内閣府に届け出てもらうこととなった。

#### 5. 理事会運営細則の改定

若干の文言の修正ののち、資料1のように改定することが了承された。

#### 6. 事務局及び各委員会からの報告

（1）事務局（角田理事）より、今年度は現在までで27名の入会申請、12名の退会（会費滞納による除名8名を含む）があったことが報告された。

（2）前島賞・功労賞選考委員会（池理事）より、前島賞の応募をHPで開始したこと、今年度からJALAM会員でないと応募できないことを明記したこと、また、応募者の身元調査を事前に行うことが報告された。

（3）学術集会委員会（佐々木理事）より、JALAS総会会期中にJALAMシンポジウムを開催したこと、秋の獣医学会の際にシンポジウムを開催する予定であることが報告された。

- (4) 実験動物学教育委員会（古市理事）より、モデルコアカリキュラムを改定中であり、実習のモデルコアカリキュラムも改定していること、国家試験の出題基準、獣医学会疾患名用語集、コアカリ教科書の間で不整合のある感染症名があるので、疾患名の統一、国家試験の出題基準の見直し、コアカリ教科書への記載の見直し等を行う予定であることが報告された。
- (5) 情報・編集委員会（鈴木理事）より、サーバーおよび掲示板の件でアドスリーと会見したこと、ウェットハンド研修会の受講者への連絡の件でJCLAM側と齟齬が生じていることが報告された。

## 7. その他 特になし

前回理事会から今回理事会までの間に ML で下記の審議を行い、下記の通りに決した。

1. 会費滞納により除名処分となった会員及び退会した会員の復帰について審議し了承された。
2. 実験動物学教育委員会委員として、伊豆弥生会員（岡山理科大）及び塚本篤士会員（麻布大）の就任が了承された。
3. 第66回日本実験動物学会総会 小野悦郎大会長より、教育セミナー「実践・実験動物の麻酔」の共催を依頼され、審議の結果了承した。
4. 動連協より動連協が作成した動愛法改正の要望書に賛同を求められ、審議の結果賛同することとなった。
5. 法規等検討委員会が作成した動愛法改正に向けた JALAM からの要望書について審議を行い、若干の修正を加えた上で環境大臣宛に提出することが了承された。

以上

## 理事会運営細則（現行）

1. 理事会は日本実験動物医学会会則において定められたことのほか、本細則に基づいて運営される。
  2. 理事会の構成は選挙で選出された7名と、会長指名理事（3名以内）の計10名以内とし、理事会に下記担当理事をおく。
    - （1）庶務
    - （2）会計・事務局
    - （3）渉外
  3. 会長が必要と認めたものは理事会への出席を求める事ができる。ただし議決権はない。
  4. 理事会は毎年1回以上開催する。
  5. 本細則の改廃は理事会の議決による。
- 本細則は平成5年4月1日より実施する。  
本細則は平成17年4月15日より実施する。  
本細則は平成25年4月1日より実施する。

## 改定

## 条項の追加

4. 理事会の審議は会長が議長を務める。採決は議長以外の理事の投票により、過半数の賛成を必要とする。賛否同数の場合は議長の決定による。
5. 理事会のメーリングリストを使用し審議を行うことができる。審議及び採決の方法は条項4.と同様とする。

条項4、5をそれぞれ6、7とする。

本細則は令和元年5月14日より実施する。